

税のお知らせ

3月の納税等

介護保険料／第6期

農業集落排水処理施設使用料／第6期

保育料／3月分

納期限／3月31日(水)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

確定申告の重要なお知らせ

令和2年分の確定申告期間が3月15日(月)から4月15日(木)に延長されています。

確定申告期間延長による申告会場の開設期間

	3/15(月)まで	3/16(火)から 4/15(木)まで
飛島会場 (役場第3会議室)	○	×
津島税務署が 開設する会場	○	○

※役場では3/16(火)から申告の受付ができません。

延長による各申告会場の開設期間は表のとおりです。3月16日(火)以降に申告される方は、ご自身で申告書を作成するか、税務署が開設している申告会場で事前予約のうえ、申告していただきますようお願いいたします。

軽自動車の譲渡・廃車・住所変更などの手続きはお早めに

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(売主が所有権を留保している場合は、買主である使用者)に課税されます。

所有している軽自動車を売却や住所などを変更したときは、必ず役場・運輸支局・軽自動車協会で手続きを行ってください。

この手続きを行わないと、いつまでも課税されてしまいます。また、納税通知書が現所有者へ届かない原因となります。

手続きを販売店等に依頼される場合、4月1日までに確実に手続きしてもらおうように確認をしてください。手続きの遅れにより税額が発生した場合でも、課税を取り消すことはできません。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月2日以降に譲渡・廃車などの手続きをして所有者でなくなった場合でも、その年度の軽自動車税種別割は全額課税されます。

また、口座振替をご契約の場合、特定の車両のみ口座振替を停止することはできません。1年分のみ軽自動車税種別割を現金払いにしたい場合は、その年の3月末以前に、口座を廃止する旨の振替依頼書を提出していただき、4月以降に口座振替依頼書を再提出していただきますようお願いいたします。

●問合せ先

総務部税務課

軽自動車の名義変更および廃車の届出について

毎年3月は軽自動車税種別割申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。

このため、名義変更および廃車の届出はできる限り3月中旬頃ま

で済ませていただくようお願いいたします。

●問合せ先

軽自動車検査協会

愛知主管事務所

☎050-3816-1770

ホームページ

<http://www.keikenkyo.or.jp>

税務課窓口で発行できる主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1日から発行されます。

① 所得証明書

前年の1月1日～12月31日までの1年間の所得金額が記載されています。

② 課税・非課税証明書

所得証明の内容に加えて、村県民税の年税額や扶養控除、医療費控除などの所得控除額も記載されています。

2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1日から発行されます。

① 課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している土



地・家屋の所在地、地目、地積（床面積）等が記載されています。

② 評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内容に加えて、評価額が記載されています。

③ 価格通知書（登記用）

記載内容は評価額証明書と同じですが、使用目的が登記に限られます。

④ 公課証明書

評価額証明書の内容に加えて、税額が記載されています。

3. 納税証明書

各税目の年税額、納付済税額、未納税額を記載します。まだ、納期が来ていない税金については、「納期未到来」と表示します。

また、車検の際に必要な軽自動車税種別割の継続検査用納税証明書は、過去も含めて未納がない場合のみ発行できます。

● 本人確認

窓口での申請者が、本人または同じ世帯の方であれば、身分証明書の提示により証明書を発行します。それ以外の方は、委任状が必要です。軽自動車税種別割の継続検査用納税証明書については、委任状の代わりに、車

検証（コピー可）の提示でも発行します。

● 手数料

1通2000円です。ただし、証明書によっては手数料が異なりますので、窓口またはお電話にてご確認ください。

● 郵送での申請

郵送でも申請することができます。次の書類を郵送してください。

- ・ 申請書（村公式ホームページの「暮らし↓税金↓税金」に関する主な証明」よりダウンロードできます。）
- ・ 申請者の身分証明書のコピー
- ・ 切手を貼った返信用の封筒
- ・ 定額小為替（郵便局で購入できます。）

● 問合せ先

総務部税務課

税の納付は期限内に

住民の皆さんに納めていただく税は、まちづくりや住民の皆さんの暮らしを支える大切な財源です。大部分の方は期限内に納付されていますが、納付いただけない方もおられます。

納期限を過ぎても納付されない場合は、本来の税額のほかに、延滞金を納めていただくこととなります。

● 滞納の場合

何も連絡がなく滞納が続いた場合、納期限までに納税された方との公平を保つため、次の手順によって滞納処分の手続きを行います。税に充当することになります。

① 督促状を送付
② 電話や文書にて納税を催告、税を徴収

③ 財産調査を実施し、預金・給与・不動産などの財産の差し押さえを実施

④ 差し押さえた不動産等の公売を行い滞納している税に充当

● 納税相談も行っています

病気や仕事の問題などによって納期までに納付が難しいという方は、納税に関する相談を随時お受けしています。お早めにご相談ください。

● 問合せ先

総務部税務課

税務署からのお知らせ



令和3年4月から
窓口での納税は、
午前9時～午後4時
までとなります。
ご協力をお願いします。

なお、納税者の皆さまには、より利便性の高いダイレクト納付などのキャッシュレス納付やコンビニでの納税など、様々な納付方法を紹介させていただきますので、ご利用をお願いします。

● 問合せ先 津島税務署 ☎26-2161

納付手段のご紹介

自宅で完結

口座振替による納付

事前に指定した納税者にご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、**口座引落としにより納付**することができます。

◎ご利用に当たっては、事前に税務署または希望する預貯金口座の金融機関への専用の依頼書を提出していただく必要があります。

自宅で完結

ダイレクト納付

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座(複数の預貯金口座が利用可能)から、即時または納付日を指定して、**口座引落としにより納付**することができます。

◎ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行ったうえ、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。

自宅で完結

クレジットカード納付

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することで、**クレジットカードによる納付**ができます。

◎納付税額に応じた決裁手数料がかかります。

自宅で完結

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

◎ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。

二次元バーコードを利用したコンビニ納付

パソコンやスマホから納付に必要な情報(氏名や税額など)を「二次元バーコード」(PDFファイル)として作成し、出力またはスマホに保存のうえ、コンビニで、「二次元バーコード」を「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、**コンビニで納付**することができます。

◎利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。

金融機関での納付

納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。

◎納付書は税務署や申告会場でお受け取りください。

各種納付方法の詳細は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。



この社会 あなたの税が いきている

国税局・税務署

●問合せ先 津島税務署 ☎26-2161